

「よこすか」乗船誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 殿

平成 年 月 日

所属機関名

所属長氏名

公印

下記乗船者が、深海潜水調査船支援母船「よこすか」の下記の航海（以下、「本航海」という）及び有人潜水調査船「しんかい6500」に乗船することに同意します。
また、下記乗船者が、上記機関に所属していることを保証します。

本航海：航海番号 (YK -), (YK -), (YK -)

※注：上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して乗船する場合には、全ての航海番号を記載すること。》

1. 乗船者

氏名	所属先
役職	電話

※お預かりした個人情報は、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理の為に利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。

2. 誓約事項

私（以下「乗船者」という。）は深海潜水調査船支援母船「よこすか」（以下「よこすか」という。）及び有人潜水調査船「しんかい6500」（以下「しんかい6500」という。）に乗船しますので、国立研究開発法人海洋研究開発機構（本誓約書において「よこすか」の運航委託会社及び業務委託会社（日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない）を含みまとめて「機構」という。）の「よこすか」の運用に関する諸規程及び規則、並びに「よこすか」船長の安全運航に関する指示・命令を遵守し、更に本誓約書各条文の通り誓約し、作業を安全かつ円滑に行います。「乗船者」は、「よこすか」乗船と下記に定義する「乗船期間」におけるその研究調査、業務は、港湾・海洋において運航する船舶中のものであり、よって気象、天災、火災、海難、事故、故障、海賊行為その他の様々な危険を伴うことを十分了解し受け入れ乗船することを確認します。

第1条（乗船・下船・乗船期間の定義）

本誓約書で「乗船期間」とは、「乗船者」が「よこすか」に「乗船した時」から、「よこすか」を「下船した時」迄の期間をいいます。但し「乗船者」が研究その他の目的で「よこすか」の設備（以下、「よこすか」の設備には「しんかい6500」を含む）を使い「よこすか」から一時離れる場合（「乗船者」が「しんかい6500」に乗船する場合を含む）、または寄港地等で何らかの目的で一時的に下船する場合はこれらを「乗船期間」とみなします。上記の「乗船した時」とは「乗船者」が、本誓約書に基づき「機構」の承認及び「よこすか」船長の指示に従い「よこすか」に、棧橋、岸壁、艇、通船、ヘリコプターその他場所から、交通・乗船手段を問わず「よこすか」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「よこすか」またはその設備に達し「よこすか」への移動を完了した時点を含みます。上記の「下船した時」とは「乗船者」が、「よこすか」船長の指示に従い、「よこすか」への乗船を終了するため、「よこすか」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「よこすか」またはその設備から離れ、交通・下船手段を問わず棧橋、岸壁、艇、通船、ヘリコプターその他場所への移動を完了した時点を含みます。

第2条（「乗船者」に対する雇用契約上の責任）

「乗船者」は「乗船期間」中、「乗船者」の労働時間及び災害補償等に関する一切の責任は、「乗船者」の雇用主または「乗船者」自身が負うものとし、「機構」は「乗船者」に対し当該雇用契約上の責任を一切負わないこと、また「機構」は「乗船者」に対していかなる名目または形態においても雇用関係は一切無いことに同意します。

第3条（手荷物・物品）

(1)「乗船者」は、「よこすか」の乗船に当たり船内に持ち込む「手荷物・物品」について、輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていることを保証します。上記の「手荷物・物品」とは個人が自室に持ち込む手荷物や身の回り品で、別紙『「よこすか」積込み品誓約書』及び「積込み品リスト」（以下まとめて「積込み品誓約書」という。）に記載されるべき調査観測資機材や機器類を除く物をいいます。なお、「積込み品誓約書」に記載すべき調査観測資機材や機器類があるにも関わらず、それを記載する「積込み品誓約書」が提出されなかった場合、「乗船者」は(1)当該「積込み品誓約書」に記載されるべき調査観測資機材や機器類に係る損害損失について「機構」及び第三者はいかなる場合も一切の責任を負わないこと、及び(2)当該調査観測資機材や機器類に起因して生じた「機構」、「機構」の代理人、「よこすか」船長・乗組員、「機構」の職員またはそれ以外の第三者に対する損害損失については、いかなる場合も「乗船者」が一切の責任を負い、「機構」は一切責任を負わないことに同意します。

(2)「乗船者」は「手荷物・物品」が、「よこすか」の船籍国たる日本の法令及び「よこすか」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに「乗船者」の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3)「乗船者」は「手荷物・物品」が、「よこすか」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの（銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む）でないこと及び「よこすか」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4)「よこすか」船長が、「乗船者」の「手荷物・物品」が本条(2)項の法令に違反したまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしたまたはそのおそれがあると、判断する場合はいつでも、船長は当該「手荷物・物品」の持ち込み拒絶、「乗船者」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を自己負担することに同意します。

第4条（「機構」の責任とその範囲）

「乗船者」は以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1)「乗船期間」中に、「乗船者」がいかなる損害が生じた場合も、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「よこすか」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。但し「乗船期間」中「乗船者」が「よこすか」から一時下船した期間（「乗船者」の業務、研究、調査等で「よこすか」から離れ海洋等に出る場合も含む）の「乗船者」の損害はいかなる場合も「機構」は一切責任を負わないこと。

(2)「乗船者」が、金・銀・その他の貴金属または貨幣・有価証券・宝石類・美術品・骨董品・毛皮その他の高価品を船内に持ち込んだ場合、これらの保管は自己の責任において行うものとし、「機構」は、その滅失・き損及び盗難について一切責任を負わないこと。

(3)「乗船者」が船内に持ち込む「手荷物・物品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船者」1人につき、1航海

番号当り総額 20 万円を超えないこと。上記規定に拘わらず「よこすか」船長、乗組員、水先人、その他「機構」の使用する者の「よこすか」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた「手荷物・物品」の損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

(4) 本条に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船者」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。

(5) 1) 「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害については、それに対する死傷損害の発生の事実を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、事実発生日より 6 ヶ月以内に、機構（この場合は「国立研究開発法人海洋研究開発機構」のみをいう）宛に送付されなければ一切責任を負わないこと。さらに事実発生日より 1 年以内に後記第 14 条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ、「機構」の責任は一切消滅すること。

2) 「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害以外の損害については、それに対する損害発生の事実を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも「乗船者」の下船までに、「よこすか」船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに「乗船者」の下船日より 6 ヶ月以内に後記第 14 条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。

3) 上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。

(6) 「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。

(7) 「乗船者」は、「機構」に対するいかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第 5 条（「乗船者」の責任と義務）

(1) 「乗船者」が「乗船期間」中に故意または過失により「機構」もしくは「機構」の代理人または「よこすか」船長・乗組員もしくは「機構」の職員、他の乗船者等や「よこすか」の船体、設備、物品あるいは他の者の設備、物品等に損害を与えまたはその運航や業務・研究・調査を妨害した場合、「乗船者」はその責任と費用に於いてその損害を賠償します。

(2) 「よこすか」船長が、「乗船者」が本条(1)項の定め違反しまたはそのおそれがあると判断する場合、または「乗船者」がその心身状態、その行為、適格性等において「よこすか」乗船に堪えられないまたはそのおそれがあると判断するときはいつでも、「乗船者」は船長が「乗船者」に当該行為を中止させ、または下船等を命じる権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全てを自己負担することに同意します。

(3) 「乗船者」は「よこすか」の船籍国たる日本の法令及び「よこすか」が立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令並びに「乗船者」の国籍の法令・規則並びに関係国際条約・規則を遵守します。

第 6 条（健康状態）

(1) 「乗船者」は健康であり、「よこすか」乗船に十分堪える状態であり、「乗船期間」中、自己の業務を遂行するのに適しています。

(2) 「乗船者」は、「乗船期間」中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合でも、自己の責任と費用で対応します。

(3) 「乗船者」が「乗船期間」中に以下のいずれかに該当すると「よこすか」の船長が判断する場合は、船長はその「乗船者」の下船その他必要措置を命ずることができます。これにかかる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。1) 疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合。2) 感染症もしくはそのおそれがある場合。3) 疾病、障害その他の事由により「よこすか」乗船に堪えられないもしくはそのおそれがある場合。

(4) 「乗船者」は「よこすか」には船医が乗船していないことを了解します。

第 7 条（保険への加入）

「乗船者」は、「乗船期間」中の死亡、傷害、疾病等不測の事態に備えて、自己の責任と費用において、「よこすか」乗船前に必要な保険等に加入します。

第 8 条（違法な薬物の持込み禁止）

「乗船者」は、「よこすか」船内に違法な薬物を一切持ち込まず、また船内で違法な薬物を使用しません。万一、船内で違法な薬物の所持、若しくはテスト等により使用が発覚した場合、船長は当該薬物等を「乗船者」から没収、保管管理または処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、また異議を唱えることなく即時下船いたします。その際発生する通船等の費用を含め、上記処分や下船に関わる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。

第 9 条（運航予定変更等の場合）

「乗船者」は、「機構」または「よこすか」船長が「よこすか」の運航について一切の権限と裁量を有していることに同意し、「よこすか」の運航予定または目的港の変更その他「よこすか」の運航の変更や中止、短縮、延長等に対し一切異議を述べず、それによって生ずる自己の損害や不都合についてならん補償その他の請求はしません。

第 10 条（技術情報の再使用・成果物）

「乗船者」は、「乗船期間」中に得た、外国為替及び外国貿易法等、輸出管理に関する法令で規制されている技術情報及びソフトウェアについて、これらを民生用途にのみ使用または再使用することを保証します。

第 11 条（秘密保持義務）

(1) 「乗船者」は、「乗船期間」中はもとより「乗船期間」終了後も、「乗船期間」中に「機構」もしくは「機構」の代理人または「よこすか」船長・乗組員もしくは「機構」の職員等から開示された情報を守秘し、第三者に開示または漏洩しません。

(2) 本条(1)項の規定に拘わらず、「乗船者」は「乗船期間」中に得られた研究に関する情報（国立研究開発法人海洋研究開発機構のデータ・サンプル取扱規程（改訂版を含む）が規定・定義する「データ」及び「サンプル」をいう）の取扱については、別途定める「データ・サンプルの取扱に関する誓約書」及び「生物サンプルに関する同意書」に従います。

(3) 但し本条(1)項の秘密保持義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しません。

1) 公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。2) 第三者から適法に取得した情報。3) 開示の時点で保有していた情報。4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた情報。

第 12 条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船者」は「機構」の代理人または「よこすか」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとく享受することに同意します。

第 13 条（誓約条項の効力）

「乗船者」は以下の事項に同意します。

(1) 本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船者」のすべての権利・請求に適用されること。

(2) 本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第 14 条（準拠法・裁判管轄）

「乗船者」は、本誓約書が日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 15 条（見出し）

「乗船者」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

年 月 日 「乗船者」の署名または記名捺印_____

「よこすか」積込み品誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構

理事長 殿

平成 年 月 日

所属機関名

所属長氏名

公印

誓約事項

私、乗船者または「積込み者」（以下まとめて「乗船・積込み者」という。）及び私が所属する上記機関（以下「所属機関」という）は、別紙「積込み品リスト」（以下、「積込み品リスト」という。）に記載した調査観測資機材や機器類積込み品（以下、「積込み品」という）を深海潜水調査船支援母船「よこすか」（以下「よこすか」という。）の下記航海（以下、「本航海」という）に積込むにあたり、本誓約書各条文の通り誓約します。上記の「積込み者」とは「積込み品」を「よこすか」に積み込むが、本航海には乗船しない者を言います。

本航海：航海番号：（YK - ）、（YK - ）、（YK - ）

《注：上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して「積込み品」を積込む場合には、全ての航海番号を記載すること。》

第1条（積込み品）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「よこすか」に積込む「積込み品」（本航海前または本航海中のいずれに積み込まれるかを問わず、海上または海中から回収して洋上にて「よこすか」に積込まれる「積込み品」も含むがこれに限定されない）を、全て「積込み品リスト」に記載し、「積込み品リスト」記載の物品以外に（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除き）他に積込んだ物品は一切ないこと、及び記載した内容が正しいことを保証します。「積込み品リスト」に記載されていない物品（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除く）で「よこすか」に積込んだ物品（以下「未記載積込み品」という）がある場合でも、本誓約書の規定は、以下に特別に規定している場合を除き、「未記載積込み品」にも適用されることに同意します。また「積込み品」が「よこすか」船上にある間「積込み品」を適切に管理し、「よこすか」船長の指示に従います。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」は「乗船・積込み者」の申告のみによるもので、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下本誓約書において「よこすか」の運用委託会社及び業務委託会社（日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない）を含みまとめて「機構」という。）や「よこすか」船長が、「積込み品」の種類、中身、性質、価額、仕様、現状その他細目を確知・了承していないことを同意・確認します。

第2条（「乗船・積込み者」及び「所属機関」の保証）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」について輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていること及び、「積込み品」につき海上または海中にて使用・設置を行う場合、使用・設置に関する法令上必要な日本や関係国の許可取得等、日本や関係国の関係法令上の要件を満たし遵守していることを保証します。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が「よこすか」の船籍国たる日本の法令や「よこすか」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに乗船者の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が、「よこすか」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの（銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む）でないこと及び「よこすか」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4) 「よこすか」船長が、「乗船・積込み者」または「所属機関」の「積込み品」が本条(2)項の法令に違反しまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしまたはそのおそれがあると判断する場合はいつでも、船長は当該「積込み品」の積込みを拒絶し、「乗船・積込み者」及び「所属機関」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を「乗船・積込み者」及び「所属機関」が連帯して自己負担することに同意します。

第3条（機構の責任）

「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1) 「積込み品」が「よこすか」船上にある間に滅失・き損し、若しくは盗難に遭った場合、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「よこすか」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。上記規定に拘わらず「よこすか」船長、乗組員、水先人その他「機構」の使用する者の「よこすか」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

- (2)本誓約書の他の条項に関わらず、「機構」は「よこすか」船上にない「積み込み品」または「よこすか」船上にあるか否かを問わず「未記載積み込み品」に関していかなる場合も、いかなる損失損害に関しても、一切責任を負わないこと。
- (3)本条(1)項に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。
- (4)「積み込み品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船・積み込み者」1人につき、1航海番号当り総額20万円を超えないこと。
- (5)「機構」は、「積み込み品」の滅失・き損・盗難等による損害については、それに対する損害発生の実態を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも乗船者の下船までに、船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに当該積み込み品が「よこすか」から降ろされた日より6ヶ月以内に後記第8条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。
- (6)「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。
- (7)「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、いかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第4条（「乗船・積み込み者」及び「所属機関」の責任）

- (1)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「よこすか」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して「機構」に損害を与えた場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」がその故意過失の有無を問わず連帯してその損害を賠償します。
- (2)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「よこすか」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して生じた「機構」以外の第三者（「機構」の代理人、「よこすか」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）に対する損害については、当該損害が本航海の期間中か本航海の期間終了後に発生するかを問わず、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失を問わず、連帯してその損害を賠償する責任を負い、「機構」を当該第三者の「機構」に対する損害賠償その他から免責し補償保護し、「機構」に一切迷惑損害を掛けないことを保証します。
- (3)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「よこすか」船上にあるか否かを問わず、それらの滅失・き損、若しくは盗難に関して、「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者が、「機構」または機構以外の者（「機構」の代理人、「よこすか」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）（以下まとめて「機構・第三者」という。）に対して損害賠償請求その他を行う場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失及び「機構・第三者」の故意過失の有無を問わず、連帯して、当該「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者の「機構・第三者」に対する損害賠償請求その他の責任を負い、「機構・第三者」を免責し補償保護し、一切の迷惑損害を掛けないことを保証します。

第5条（保険への加入）

- (1)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」の滅失・き損、または盗難等に備えて、自己の責任及び費用において「よこすか」積み込み前に必要な保険に加入します。
- (2)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」に保険を付保する場合には、「機構」に対する代位求償権を保険会社に放棄させます。

第6条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「機構」の代理人または「よこすか」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとくに享受することに同意します。

第7条（誓約条項の効力）

- 「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は以下の事項に同意します。
- (1)本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船・積み込み者」及び「所属機関」によるすべての権利・請求に適用されること。
- (2)本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第8条（準拠法・裁判管轄）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書は日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第9条（見出し）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

平成 年 月 日

「乗船者」または「積み込み者」の署名または記名捺印 _____

※お預かりした個人情報、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理の為に利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。

「かいいい」乗船誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 殿

平成 年 月 日

所属機関名

公印

所属長氏名

下記乗船者が、深海調査研究船「かいいい」の下記の航海(以下、「本航海」という)に乗船することに同意します。
また、下記乗船者が、上記機関に所属していることを保証します。

本航海:航海番号 (KR -),(KR -),(KR -)

《注:上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して乗船する場合には、全ての航海番号を記載すること。》

1. 乗船者

氏名	所属先
役職	電話

※お預かりした個人情報は、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理のために利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。

2. 誓約事項

私(以下「乗船者」という。)は深海調査研究船「かいいい」(以下「かいいい」という。)に乗船しますので、国立研究開発法人海洋研究開発機構(本誓約書において「かいいい」の運航委託会社及び業務委託会社(日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない)を含みまとめて「機構」という。)の「かいいい」の運用に関する諸規程及び規則、並びに「かいいい」船長の安全運航に関する指示・命令を遵守し、更に本誓約書各条文の通り誓約し、作業を安全かつ円滑に行います。「乗船者」は、「かいいい」乗船と下記に定義する「乗船期間」におけるその研究調査、業務は、港湾・海洋において運航する船舶中のものであり、よって気象、天災、火災、海難、事故、故障、海賊行為その他の様々な危険を伴うことを十分了解し受け入れ乗船することを確認します。

第1条(乗船・下船・乗船期間の定義)

本誓約書で「乗船期間」とは、「乗船者」が「かいいい」に「乗船した時」から、「かいいい」を「下船した時」迄の期間をいいます。但し「乗船者」が研究その他の目的で「かいいい」の設備を使い「かいいい」から一時離れる場合、または寄港地等で何らかの目的で一時下船する場合はこれらを「乗船期間」とみなします。上記の「乗船した時」とは「乗船者」が、本誓約書に基づき「機構」の承認及び「かいいい」船長の指示に従い「かいいい」に、棧橋、岸壁、艇、通船、ヘリコプターその他場所から、交通・乗船手段を問わず「かいいい」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「かいいい」またはその設備に達し「かいいい」への移動を完了した時点をいいます。上記の「下船した時」とは「乗船者」が、「かいいい」船長の指示に従い、「かいいい」への乗船を終了するため、「かいいい」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「かいいい」またはその設備から離れ、交通・下船手段を問わず棧橋、岸壁、艇、通船、ヘリコプターその他場所への移動を完了した時点をいいます。

第2条(「乗船者」に対する雇用契約上の責任)

「乗船者」は「乗船期間」中、「乗船者」の労働時間及び災害補償等に関する一切の責任は、「乗船者」の雇用主または「乗船者」自身が負うものとし、「機構」は「乗船者」に対し当該雇用契約上の責任は一切負わないこと、また「機構」は「乗船者」に対していかなる名目または形態においても雇用関係は一切無いことに同意します。

第3条(手荷物・物品)

(1)「乗船者」は、「かいいい」の乗船に当たり船内に持ち込む「手荷物・物品」について、輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていることを保証します。上記の「手荷物・物品」とは個人が自室に持ち込む手荷物や身の回り品で、別紙『「かいいい」積込み品誓約書』及び「積込み品リスト」(以下まとめて「積込み品誓約書」という。)に記載されるべき調査観測資機材や機器類を除く物をいいます。なお、「積込み品誓約書」に記載すべき調査観測資機材や機器類があるにも関わらず、それを記載する「積込み品誓約書」が提出されなかった場合、「乗船者」は1)当該「積込み品誓約書」に記載されるべき調査観測資機材や機器類に係る損害損失について「機構」及び第三者はいかなる場合も一切の責任を負わないこと、及び2)当該調査観測資機材や機器類に起因して生じた「機構」、「かいいい」船長・乗組員、「機構」の職員またはそれ以外の第三者に対する損害損失については、いかなる場合も「乗船者」が一切の責任を負い、「機構」は一切責任を負わないことに同意します。

(2)「乗船者」は「手荷物・物品」が、「かいいい」の船籍国たる日本の法令及び「かいいい」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに「乗船者」の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3)「乗船者」は「手荷物・物品」が、「かいいい」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの(銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む)でないこと及び「かいいい」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4)「かいいい」船長が、「乗船者」の「手荷物・物品」が本条(2)項の法令に違反したまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしたまたはそのおそれがあると、判断する場合はいつでも、船長は当該「手荷物・物品」の持ち込み拒絶、「乗船者」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を自己負担することに同意します。

第4条(「機構」の責任とその範囲)

「乗船者」は以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1)「乗船期間」中に、「乗船者」がいかなる損害が生じた場合も、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「かいいい」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。但し「乗船期間」中「乗船者」が「かいいい」から一時下船した期間(「乗船者」の業務、研究、調査等で「かいいい」から離れ海洋等に出る場合も含む)の「乗船者」の損害はいかなる場合も「機構」は一切責任を負わないこと。

(2)「乗船者」が、金・銀・その他の貴金属または貨幣・有価証券・宝石類・美術品・骨董品・毛皮その他の高価品を船内に持ち込んだ場合、これらの保管は自己の責任において行うものとし、「機構」は、その滅失・き損及び盗難について一切責任を負わないこと。

(3)「乗船者」が船内に持ち込む「手荷物・物品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船者」1人につき、1航海番号当り総額20万円を超えないこと。上記規定に拘わらず「かいいい」船長、乗組員、水先人、その他「機構」の使用する者の「かいいい」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた「手荷物・物品」の損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

(4)本条に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船者」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。

- (5) 1)「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害については、それに対する死傷損害の発生の事実を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、事実発生日より6ヶ月以内に、機構（この場合は「国立研究開発法人海洋研究開発機構」のみをいう）宛に送付されなければ一切責任を負わないこと。さらに事実発生日より1年以内に後記第14条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ、「機構」の責任は一切消滅すること。
- 2)「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害以外の損害については、それに対する損害発生の事実を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも「乗船者」の下船までに、「かいいい」船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに「乗船者」の下船日より6ヶ月以内に後記第14条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。
- 3)上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。
- (6)「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。
- (7)「乗船者」は、「機構」に対するいかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第5条（「乗船者」の責任と義務）

- (1)「乗船者」が「乗船期間」中に故意または過失により「機構」もしくは「機構」の代理人または「かいいい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員、他の乗船者等や「かいいい」の船体、設備、物品あるいは他の方の設備、物品等に損害を与えまたはその運航や業務・研究・調査を妨害した場合、「乗船者」はその責任と費用に於いてその損害を賠償します。
- (2)「かいいい」船長が、「乗船者」が本条(1)項の定めに違反しまたはそのおそれがあると判断する場合、または「乗船者」がその心身状態、その行為、適格性等において「かいいい」乗船に堪えられないまたはそのおそれがあると判断するときはいつでも、「乗船者」は船長が「乗船者」に当該行為を中止させ、または下船等を命じる権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全てを自己負担することに同意します。
- (3)「乗船者」は「かいいい」の船籍国たる日本の法令及び「かいいい」が立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令並びに「乗船者」の国籍の法令・規則並びに関係国際条約・規則を遵守します。

第6条（健康状態）

- (1)「乗船者」は健康であり、「かいいい」乗船に十分堪える状態であり、「乗船期間」中、自己の業務を遂行するのに適しています。
- (2)「乗船者」は、「乗船期間」中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合でも、自己の責任と費用で対応します。
- (3)「乗船者」が「乗船期間」中に以下のいずれかに該当すると「かいいい」の船長が判断する場合は、船長はその「乗船者」の下船その他必要措置を命ずることができます。これにかかる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。1)疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合。2)感染症もしくはそのおそれがある場合。3)疾病、障害その他の事由により「かいいい」乗船に堪えられないもしくはそのおそれがある場合。
- (4)「乗船者」は「かいいい」には船医が乗船していないことを了解します。

第7条（保険への加入）

「乗船者」は、「乗船期間」中の死亡、傷害、疾病等不測の事態に備えて、自己の責任と費用において、「かいいい」乗船前に必要な保険等に加入します。

第8条（違法な薬物の持込み禁止）

「乗船者」は、「かいいい」船内に違法な薬物を一切持ち込まず、また船内で違法な薬物を使用しません。万一、船内で違法な薬物の所持、若しくはテスト等により使用が発覚した場合、船長は当該薬物等を「乗船者」から没収、保管管理または処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、また異議を唱えることなく即時下船いたします。その際発生する通船等の費用を含め、上記処分や下船に関わる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。

第9条（運航予定変更等の場合）

「乗船者」は、「機構」または「かいいい」船長が「かいいい」の運航について一切の権限と裁量を有していることに同意し、「かいいい」の運航予定または目的港の変更その他「かいいい」の運航の変更や中止、短縮、延長等に対し一切異議を述べず、それによって生ずる自己の損害や不都合についてなら補償その他の請求はしません。

第10条（技術情報の再使用・成果物）

「乗船者」は、「乗船期間」中に得る、外国為替及び外国貿易法等、輸出管理に関する法令で規制されている技術情報及びソフトウェアについて、これらを民生用途のみ使用または再使用することを保証します。

第11条（秘密保持義務）

- (1)「乗船者」は、「乗船期間」中はもとより「乗船期間」終了後も、「乗船期間」中に「機構」もしくは「機構」の代理人または「かいいい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員等から開示された情報を守秘し、第三者に開示または漏洩しません。
- (2)本条(1)項の規定に拘わらず、「乗船者」は「乗船期間」中に得られた研究に関する情報（国立研究開発法人海洋研究開発機構のデータ・サンプル取扱規程（改訂版を含む）が規定・定義する「データ」及び「サンプル」をいう）の取扱については、別途定める「データ・サンプルの取扱に関する誓約書」及び「生物サンプルに関する同意書」に従います。
- (3)但し本条(1)項の秘密保持義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しません。
- 1)公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。2)第三者から適法に取得した情報。3)開示の時点で保有していた情報。4)法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた情報。

第12条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船者」は「機構」の代理人または「かいいい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとくに享受することに同意します。

第13条（誓約条項の効力）

「乗船者」は以下の事項に同意します。

- (1)本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船者」のすべての権利・請求に適用されること。
- (2)本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第14条（準拠法・裁判管轄）

「乗船者」は、本誓約書が日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第15条（見出し）

「乗船者」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

年 月 日

「乗船者」の署名または記名捺印

「かいいい」積込み品誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 殿

平成 年 月 日

所属機関名

所属長氏名

公印

誓約事項

私、乗船者または「積込み者」（以下まとめて「乗船・積込み者」という。）及び私が所属する上記機関（以下「所属機関」という）は、別紙「積込み品リスト」（以下、「積込み品リスト」という。）に記載した調査観測資機材や機器類積込み品（以下、「積込み品」という）を深海調査研究船「かいいい」（以下「かいいい」という。）の下記航海（以下、「本航海」という）に積込むにあたり、本誓約書各条文の通り誓約します。上記の「積込み者」とは「積込み品」を「かいいい」に積み込むが、本航海には乗船しない者を言います。

本航海：航海番号：（KR - ）、（KR - ）、（KR - ）

《注：上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して「積込み品」を積込む場合には、全ての航海番号を記載すること。》

第1条（積込み品）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「かいいい」に積込む「積込み品」（本航海前または本航海中のいずれに積み込まれるかを問わず、海上または海中から回収して洋上にて「かいいい」に積込まれる「積込み品」も含むがこれに限定されない）を、全て「積込み品リスト」に記載し、「積込み品リスト」記載の物品以外に（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除き）他に積込んだ物品は一切ないこと、及び記載した内容が正しいことを保証します。「積込み品リスト」に記載されていない物品（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除く）で「かいいい」に積込んだ物品（以下「未記載積込み品」という）がある場合でも、本誓約書の規定は、以下に特別に規定している場合を除き、「未記載積込み品」にも適用されることに同意します。また「積込み品」が「かいいい」船上にある間「積込み品」を適切に管理し、「かいいい」船長の指示に従います。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」は「乗船・積込み者」の申告のみによるもので、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下本誓約書において「かいいい」の運用委託会社及び業務委託会社（日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない）を含みまとめて「機構」という。）や「かいいい」船長が、「積込み品」の種類、中身、性質、価額、仕様、現状その他細目を確知・了承していないことを同意・確認します。

第2条（「乗船・積込み者」及び「所属機関」の保証）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」について輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていること及び、「積込み品」につき海上または海中にて使用・設置を行う場合、使用・設置に関する法令上必要な日本や関係国の許可取得等、日本や関係国の関係法令上の要件を満たし遵守していることを保証します。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が「かいいい」の船籍国たる日本の法令や「かいいい」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに乗船者の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が、「かいいい」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの（銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む）でないこと及び「かいいい」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4) 「かいいい」船長が、「乗船・積込み者」または「所属機関」の「積込み品」が本条(2)項の法令に違反しまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしまたはそのおそれがあると判断する場合はいつでも、船長は当該「積込み品」の積込みを拒絶し、「乗船・積込み者」及び「所属機関」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を「乗船・積込み者」及び「所属機関」が連帯して自己負担することに同意します。

第3条（機構の責任）

「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1) 「積込み品」が「かいいい」船上にある間に滅失・き損し、若しくは盗難に遭った場合、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「かいいい」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。上記規定に拘わらず「かいいい」船長、乗組員、水先人その他「機構」の使用する者の「かいいい」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

- (2)本誓約書の他の条項に関わらず、「機構」は「かいいい」船上にない「積み込み品」または「かいいい」船上にあるか否かを問わず「未記載積み込み品」に関していかなる場合も、いかなる損失損害に関しても、一切責任を負わないこと。
- (3)本条(1)項に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。
- (4)「積み込み品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船・積み込み者」1人につき、1航海番号当り総額20万円を超えないこと。
- (5)「機構」は、「積み込み品」の滅失・き損・盗難等による損害については、それに対する損害発生の実態を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも乗船者の下船までに、船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに当該積み込み品が「かいいい」から降ろされた日より6ヶ月以内に後記第8条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。
- (6)「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。
- (7)「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、いかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第4条（「乗船・積み込み者」及び「所属機関」の責任）

- (1)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「かいいい」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して「機構」に損害を与えた場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」がその故意過失の有無を問わず連帯してその損害を賠償します。
- (2)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「かいいい」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して生じた「機構」以外の第三者（「機構」の代理人、「かいいい」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）に対する損害については、当該損害が本航海の期間中か本航海の期間終了後に発生するかを問わず、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失を問わず、連帯してその損害を賠償する責任を負い、「機構」を当該第三者の「機構」に対する損害賠償その他から免責し補償保護し、「機構」に一切迷惑損害を掛けないことを保証します。
- (3)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「かいいい」船上にあるか否かを問わず、それらの滅失・き損、若しくは盗難に関して、「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者が、「機構」または機構以外の者（「機構」の代理人、「かいいい」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）（以下まとめて「機構・第三者」という。）に対して損害賠償請求その他を行う場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失及び「機構・第三者」の故意過失の有無を問わず、連帯して、当該「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者の「機構・第三者」に対する損害賠償請求その他の責任を負い、「機構・第三者」を免責し補償保護し、一切の迷惑損害を掛けないことを保証します。

第5条（保険への加入）

- (1)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」の滅失・き損、または盗難等に備えて、自己の責任及び費用において「かいいい」積み込み前に必要な保険に加入します。
- (2)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」に保険を付保する場合には、「機構」に対する代位求償権を保険会社に放棄させます。

第6条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「機構」の代理人または「かいいい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとくに享受することに同意します。

第7条（誓約条項の効力）

- 「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は以下の事項に同意します。
- (1)本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船・積み込み者」及び「所属機関」によるすべての権利・請求に適用されること。
- (2)本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第8条（準拠法・裁判管轄）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書は日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第9条（見出し）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

平成 年 月 日

「乗船者」または「積み込み者」の署名または記名捺印_____

※お預かりした個人情報は、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理の為に利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。